

令和6年広審第9号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年12月3日11時20分

山口県沖浦港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 4.6トン

登 録 長 11.05メートル 5.58メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 電気点火機関

出 力 44キロワット

漁船法馬力数 281キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室中央に舵輪、その右舷側に機関操縦レバーをそれぞれ備え、舵輪後方に操縦席を設け、たこかご漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.1メートルの喫水をもって、令和4年12月3日10時20分山口県安下庄港を発し、同港南部の漁場に向かった。

a受審人は、10時30分前示漁場に到着した後、移動しながら操業を行い、11時15分沖浦港北部の漁場で操業を終えて帰途に就くこととし、同港東部の陸岸寄りに小型船を認めたものの、前路に船舶を見掛けなかったため、11時17分安下庄港亀島西防波堤灯台（以下「安下庄港灯台」という。）から223度（真方位、以下同じ。）1.87海里の地点で、発進して直後に針路を151度に定め、機関を回転数毎分1,000にかけ、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、正船首1,040メートルのところに、Bを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首を北方に向けてほとんど動かない様子から、錨泊していることが分かる状態で、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなか

ったので、このことに気付かず、11時19分僅か前安下庄港灯台から215度1.98海里の地点に至り、機関を回転数毎分1,800にかけ、13.5ノットに増速して続航した。

a 受審人は、Bを避けることなく進行し、11時20分安下庄港灯台から209度2.11海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船首部に、前方から22度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の北北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵区画を配し、同区画の右舷側に舵輪及び機関操縦レバーをそれぞれ備え、同区画前部の左舷側に魚群探知機を装備したFRP製モーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日07時00分沖浦港の係留地を発し、山口県沖浦西港の釣り場に向かった。

b 受審人は、07時10分釣り場に到着して釣りを行った後、09時30分沖浦港南部に移動するため同釣り場を発進し、09時45分衝突地点付近で、水深約27メートルの海中に重量約3.5キログラムの錨を投下し、直径約12ミリメートル長さ48メートルの合成繊維製錨索を約45メートル伸出して船首部のクリートに係止した状態で、黒色球形形象物を表示せず、船首を北方に向け、機関を中立運転として錨泊を始め、同乗者は右舷船首部で、自身は船尾部で共に右舷側から釣りざおを出して釣りを再開した。

b 受審人は、11時00分船首方に操業しているAを初認し、11時17分衝突地点で、船首が353度を向いていたとき、同船が左舷

船首22度1,040メートルのところとなり、その後Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の船舶が錨泊している自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

b 受審人は、注意喚起信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることなく錨泊を続け、11時20分少し前船首至近にAを認め、大声を発した後、同乗者と共に海中に飛び込み、Bは、船首が353度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に修理を要しない擦過傷を生じ、Bは、左舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じ、転覆して沈没し、のち廃船処理された。

（航法の適用）

本件は、沖浦港において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、衝突地点は瀬戸内海であるものの、海上交通安全法第1条第2項の規定により同法適用除外海域に当たることから、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、沖浦港において、航行中のAが、見張り不十分で、錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、沖浦港において、安下庄港に向けて帰航する場合、他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、沖浦港において、釣りをを行う目的で錨泊中、船首方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の船舶が錨泊している自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることなく錨泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年9月11日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿